

警戒区域内における犬猫の保護活動の進捗状況（平成24年度）

1 警戒区域内における犬猫の保護

継続的な保護活動の実施

福島県は、住民からの依頼や目撃情報等に基づき、保護活動を継続中

一斉保護活動の実施

ア 生息状況調査（7月31日～8月9日）

自動撮影による生息状況の確認

（調査結果）

犬・・・ 9頭

猫・・・ 78頭

イ 飼い主への保護依頼調査（8月16日～8月31日）

保護依頼を出している飼い主への意向調査の実施

（調査結果）

保護依頼者数・・・・・・ 1,023 人

再度保護依頼者数・・・・ 330 人

ウ 一斉保護活動の実施（9月7日～10月2日予定）

生息状況調査及び飼い主への保護依頼調査の結果を踏まえ、保護活動の実施

2 警戒区域から保護した犬猫の取扱

これまで保護した犬猫の取扱

・福島県及び環境省シェルターへの収容

これまで保護した犬猫については、2カ所の福島県シェルターに収容。

これまでに保護した犬猫や今後予定している一斉捕獲により保護する犬猫を収容するため、7月26日に現シェルター（三春シェルター）の敷地内に、犬猫合わせて約200頭を収容可能な施設を環境省が整備。

シェルターの運営管理

福島県及び環境省シェルターの運営管理については、福島県動物救護本部、環境省等により実施

犬猫の返還、譲渡等について

- ・ 犬猫の返還、譲渡の取組
福島県動物救護本部等により、返還、譲渡を推進
保護した犬猫については、福島県動物救護本部のホームページ等で
公示を行い、元の飼い主等を探す。
- ・ 飼い主意向調査の実施
現シェルターに動物を預けている者にシェルター管理者から連絡、意向
確認

3 犬猫の内部被ばく量調査

犬猫の譲渡の推進等のため、放射線専門家との情報交換等を予定